

久留米市企業局公告 第121号

御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年12月27日

久留米市企業管理者 石原 純治

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 御井校区御井浄水場系流量計室跡地土壌入替業務委託 |
| (2) 業務場所 | 久留米市 御井町 地内 |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約の翌日から170日間 |
| (5) 予定価格 | 101,824,800円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 入札書比較価格 | <u>92,568,000円（消費税及び地方消費税抜き）</u> |
| (6) 最低制限価格 | 93,486,800円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 最低制限比較価格 | <u>84,988,000円（消費税及び地方消費税抜き）</u> |
| (7) 支払条件 | 前払金：あり 部分払：なし |

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内において主たる営業所を有し、当該営業所が久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に記載されている者であること。
- (2) 名簿に土木一式工事を第一希望で掲載されている業者で、ランク基準がBランクであること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (3) 技術者の配置について、以下の条件を満たすこと。
 - ・この業務委託に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）上の土木一式工事において監理技術者となり得る資格を有する者を専任で配置できること。なお、配置技術者については3カ月以上の直接的雇用関係にある者とする。
 - ・この業務委託に関して、3カ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札書（第1号様式）

イ 入札金額積算内訳書

※金抜き設計書（Excel）をダウンロードし、内訳書を作成すること。作成にあたっては、金抜き設計書（Excel）における水色着色欄の金額を記載すること。

ウ 開札立会希望申請書

（２）提出期限

令和7年1月22日（水）17時必着

（３）提出先（宛先）

10 事務局

（４）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア 入札書 及び イ 入札金額積算内訳書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち、ウ 開札立会希望申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（１）日時：令和7年1月23日（木）15時

（２）場所：久留米市合川町2190-3 久留米市企業局庁舎1階会議室

（３）立会：入札者のうち立会い希望者（開札立会希望申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い企業局の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条の規定により免除。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、会計規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- ケ 入札金額積算内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- コ 入札金額積算内訳書の記載すべき事項が欠けている又は誤りがある場合
 - ① 内訳書に記載された業務名、直接業務費の内訳及び入札額等から、明らかに他の業務の内訳書と発注者が判断した場合
 - ② 内訳書に記載された入札者の商号又は名称から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
 - ③ 内訳書の合計金額が記載されていない場合又は入札金額と異なる場合
 - ④ 内訳書の金額に誤りがある場合（軽微な場合を除く）
 - ⑤ 設計書にない項目（値引き等）が記載されている場合
 - ⑥ 提出された内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合において、必要があると認めるときは、当該内訳書を提出した者からその事項に関しての説明や資料の提出を求めるものとし、企業局が説明等を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した場合又は指定の期日までに回答しなかった場合

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和7年1月15日（水）17時
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年1月20日（月）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札者として決定した日の翌日から6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局上下水道部 上水道整備課（担当：荒巻・伊藤）

住所：〒839-8501

久留米市合川町2190-3

電話：0942-30-8516

FAX：0942-38-2694

Eメール：suidoken@city.kurume.lg.jp